

「加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について」
NTT東西殿からの意見に対する意見書

平成27年5月29日

ソネット株式会社

意見書

接続政策委員会事務局殿

平成27年5月27日付けをもって意見を求められた、第27回接続政策委員会に於ける、NTT東西殿からの意見に対し、下記の通り意見を提出致します。

2015年5月29日

ソネット株式会社

| | |
|-------|--|
| 論点1-1 | <p>接続事業者向けの光配線区画の設定について</p> <ul style="list-style-type: none">既存の光配線区画では複数ユーザを獲得が難しいと主張する事業者については、接続事業者向けの光配線区画を利用することで、複数ユーザの獲得が容易となる。何故、接続事業者向けの光配線区画を利用して事業者が新規参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要。 <p>意見</p> <p>現在の「接続事業者向けの光配線区画」は、統合後の世帯数を考慮せず、2つの区画を統合する事が目的となっており、その結果、統合後も過少な世帯数の光配線区画が存在している。</p> <p>また、隣接した2つの区画に於いて、河川などの地理的、物理的条件の制約が無いのにも係らず、統合されていない過少な世帯数の光配線区画も存在している。</p> <p>局外スプリッタあたりの対象世帯数を増加させ、収容率が向上するように、2つ以上の複数区画を統合させることによる、対象世帯数の増加を目的とすべきである。</p> |
| 論点3-1 | <p>接続料原価の算定の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none">本来主端末回線に帰属すべきコストを利用者単位に負担するといったコスト負担の見直しを実施する考えはないが、現在の分岐端末回線接続料の算定方法に起因して、仮に主端末回線のコストに分岐端末回線のコストが含まれているのであれば、コスト把握の精緻化を図り見直していく考え。 <p>意見</p> <p>コスト把握の精緻化は論点の有無に拘らず、その効果や影響、完了時期等の見通しを示した上で実施すべきである。</p> |
| 論点3-3 | <p>光ファイバの償却方法の見直しについて</p> <p>NTT東西殿の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">当社は、光ファイバの償却方法について定率法から定額法への見直しを検討中であり、仮に定額法に見直した場合には、減価償却費は大幅に低減する見通しであるが、こうしたコスト削減効果を接続料に早期に反映し、将来の低廉化した接続料水準を示すことで、今後とも更なる需要喚起に寄与していきたい。 |

意見

減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、定率法から定額法へ変更しても、耐用年数期間内の償却価格が変わるものではなく、後年度の負担を先送りするものに過ぎないと考える。